

東北経済産業局における製品安全 4 法違反事案への対応状況（令和 3 年度）

2022. 06. 21 東北経済産業局

経済産業省では、製品安全 4 法^{（注）}の適正かつ的確な執行を図るため、規制対象となる製品について試買テスト及び立入検査等により法令遵守状況等の確認を行っています。

また、事業者からの自主申告や第三者からの情報提供、自治体による販売事業者への立入検査等により併せて確認を行っており、それらにより法令違反の疑いが認められたときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置をとっています。

（注）製品安全 4 法：「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引に関する法律」の総称
令和 3 年度に当局が対応した事案の概要は以下の通りです。

1. 概要

当局は、違反した 1 事業者に対して、文書による注意及び必要な改善措置の指導を行うとともに、再発防止対策の徹底を求めました。

2. 個別事案

【電気用品安全法】

番号	品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
1	交流用電気機械器具 （直流電源装置） （輸入事業者）	本省からの情報提供	・事業届出書の未提出 ・不適正表示製品の販売	・出荷停止 ・自主回収 ・再発防止策の実施

・消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引に関する法律に関する案件はありませんでした。